

CLOSE UP
福祉



見逃さないで子どものSOS

児童虐待により幼い生命が奪われる事件が後を絶ちません。私たち一人ひとりが周囲の子どもに関心を持ち、虐待に気づき、子育てに悩む保護者が一人で悩まず相談できる社会にしていきたいと思います。

■子育て中の方へ
子育てをしていれば、誰でも、ときには立ちやストレスを抱えてしまうものです。福祉事務所では、家庭相談員が、子どもに関わるいろいろな悩み事、心配事をお伺いし、問題解決のお手伝いをします。自分だけで抱え込まずにまずは相談してください。

■11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待の早期発見にご協力ください。あなたの連絡で子どもとその家族を救えます。

「虐待かな?」と思ったら、「ご連絡ください。虐待の事実がなかった場合でも責任を問われることはありません。」

※通告を受けた後は、慎重に調査を行い対応いたします。通告のみをもって親子分離(施設入所等)の措置を行うことはありません

児童相談所全国共通ダイヤル
出産・子育てに悩んだら…
虐待かもと思ったら…
いち はやく
☎189番へ
(最寄りの児童相談所につながります)

連絡先

■平日昼間(8時30分~17時15分)
市福祉事務所 ☎57-85509

■休日・夜間(17時15分~8時30分)
市役所(代表) ☎56-0511

■緊急時
南国警察署

☎088-8663-0110
中央児童相談所

☎088-8666-6791
※連絡者の情報は固く守ります

問 福祉事務所 ☎57-85509

CLOSE UP
教育

香南市生涯学習人材バンクに登録しませんか?



身につけた知識・技術・特技等を、生涯学習の場などで、指導者や講師、ボランティアとして活躍していただける制度です。

■どんな人が登録できるの?

市内に在住、在勤(在学)または、市内の団体に活動されている個人および団体または香南市の生涯学習の推進に寄与できる方で、「こんなことなら教えられる」「身につけた技術を誰かに伝えたい」「学んだことを誰かに教えたい」「お手伝いならできる」という方が気軽に登録できます。

※資格や免許は不要です
※営利・宗教・政治活動を目的としていない場合は登録できません

■登録方法は?

「香南市生涯学習人材バンク登録申請書」へ必要事項を記入して提出ください。

提出先…市生涯学習課
最寄りの公民館

※申請書は市ホームページまたは野市中心公民館、夜須中央公民館、香我美市民館にあります
※登録期間は最長3年です

■登録したらどうなるの?

1. 名簿に登録します

「香南市生涯学習人材バンク登録者名簿」に登録して、各公民館や生涯学習課で利用者が閲覧できるようにします。

※氏名(団体においては、団体名および代表者名)、性別、生年、その他必要事項を公開します

2. 承諾の確認をします

生涯学習課から利用者の依頼内容を連絡して、承諾の確認をします。

3. 依頼内容を決定します

利用者の方と、指導内容や条件、講師謝礼の額などについて相互に話し合ってお決定していただきます。
※登録いただいても必ず依頼があるとは限りませんので、ご了承ください

問 生涯学習課 ☎57-17523

CLOSE UP
人権



考えてみませんか?
あなたの人権・みんなの人権

香南市では、すべての市民が、人権問題を正しく理解し認識を深めることで、社会全体の人権意識の高揚を図り、日常生活において行動できる社会の実現をめざしています。

■11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です

暴力は、男女を問わず、いかなる場合も決して許されるものではありません。

万が一、あなたが配偶者などから暴力を受けているとき、または、暴力をふるってしまう自分を変えたいときは、一人で悩まず相談してみませんか?

相談することで、問題解決の第一歩を踏み出しましょう。

相談先

■市人権課 ☎57-85507

平日昼間(8時30分~17時15分)

■女性相談支援センター
(配偶者暴力相談支援センター)

☎088-8633-0783
平日昼間(9時~22時)
土日・祝日(9時~20時)

※年末年始は休み

■こうち男女共同参画センター「ソール」

●女性対象相談

☎088-873-9555

昼間(9時~17時)

●男性対象相談(事前予約制)

☎088-873-9100

第1、3火・第4水(18時~20時)

※第2水・祝日・年末年始は休み

■人権週間に向けた取り組み

人権週間(12月4日~10日)における啓発活動として、11月23日(木・祝日)に人権啓発フェスティバルを開催します。また、12月4日(月)には、市内全域で人権啓発パレードを、人権擁護委員および皆さんと一緒にを行います。

問 人権課 ☎57-85507

CLOSE UP
水道

水道料金改定のお知らせ

夜須・赤岡・吉川・香我美(未延・末清・正延地区)



簡易水道地区の水道料金を平成30年度から段階的に改定(引き上げ)し、3年間で上水道地区(野市町・香我美町)との料金を統一します。

■平成30年4月使用分(6月請求分)から改定します

現在、香南市内には簡易水道地区と上水道地区があり、両方の地区で水道料金算定表が違っているため、料金に格差が生じています。

今後、水道施設の老朽化対策、地震津波対策など、水道事業について議論していくうえで必要な料金改定ですので、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

また、夜須地区につきましては、下水道料金も他の下水道地区との料金格差を解消するために、水道料金と同様に段階的に改定し3年間で統一します。

詳細は広報2月号に掲載予定です。ホームページにも掲載します。

※水道法により給水人口5,001人以上が上水道事業、それ未満が簡易水道事業です。水質は、両事業共に水道法に基づく基準を適用し供給しています
※各地区説明会で説明させていただきます
※各定例会議会で可決されました



ご不明な点は、
上下水道課まで
お問い合わせください。

問 上下水道課 ☎57-8512